

秋多中学校 P T A 歴代会長会会則

(名称と所在)

第 1 条 本会は東京都あきる野市秋多中学校 P T A 歴代会長会（以下会長会という）と称し、事務局を現 P T A 本部内に置く。

(組織)

第 2 条 会長会は、歴代の P T A 会長・校長・副校長及び同窓会会長を持って組織する。

(目的)

第 3 条 会長会は、秋多中学校の教育の充実・発展を目指し、現 P T A と協力して学校・家庭・地域社会の教育環境の整備を図ることを目的とする。

(方針)

第 4 条 会長会は次の方針により会の運営を推進する。

- (1) 公教育の精神を尊重し、教育の中立を堅持する。
- (2) 学校の経営や人事に干渉しない。
- (3) 目的・方針を等しくする他の社会教育団体及び関係機関と協力する。
- (4) 教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (5) 会長会は自主独立するものであり、他の団体の支配干渉を受けない。

(事業)

第 5 条 会長会は第 3 条の目的を達成するために、第 4 条の方針に基づいて次の事業を行う。

- (1) 学校の施設・設備の充実及び学校行事等に協力する。
- (2) 年 1 回会長会を開催して校長及び現 P T A 会長より現況を聴き、必要に応じて協議する。
- (3) その他、第 3 条の目的達成をするための必要な事項。

(役員)

第6条 会長会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 顧問若干名
- (4) 庶務 1名 (現PTA会長)
- (5) 事務局 1名 (副校長)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会長会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 顧問は会長会の運営全般に関し、助言を行う。
- (4) 庶務は会長会の協議事項、提案説明・庶務・会計等の事務的事項を担当する。
- (5) 事務局は会長会の連絡を担当し、会議の議事を記録・保管する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は年1回開催するものとし、会長が招集する。但し、緊急事態等が発生した場合には、必要に応じて開催することができる。

2 会議の議長は会長が当たる。

(関係者の出席)

第10条 会長は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長会が定める。

附則

1 この会則は平成18年6月30日から施行する。